

「否定的なもの」としての人的自然 ——『人倫の体系』に於ける「犯罪」の必然性*——

齋藤 稔章

「悟性によって定め置かれた生命のこの窮状、そしてこの際限のない限定と支配、それを——美しい共同体の真の無限性の内で止揚し、法律を人倫によって、充たされな
い生命の放蕩を神聖な享受によって、抑圧された力による犯罪を偉大な客体〔人倫的統
体〕の為に為す可能な活動によって——無くて済ませることを最上の法律とする」
(B4.55f)共同体。これがイエナ時代前期のヘーゲルが思い描いていた「正真正銘自由な
共同体」(B4.55)である。その時ヘーゲルは、「犯罪」が皆無な共同体を彼方の世界に思
い描いていた訳ではない。ヘーゲルが構想していたのは、「犯罪」を不可避にする前提
条件を懐抱しない人的自然の境位であり、その境位を中核にして実現される人倫的統
体である。『人倫の体系』(1802/03。以下、引用は Ullstein 版に基づき、SdS と頁で略
記する)はその構想の最初の体系的結実である。

では、「犯罪」は純粋に否定的なものなのか。ヘーゲルはそう考えた訳ではな
い。人倫的統体の生成を認識論的に構成する『人倫の体系』に於いて、「犯罪」への言
及は実質ほぼ全編に亘っており、取り分けその第二部は「犯罪」を主題化する。それは、
「犯罪」が第一部で主題化された「関係としての人的自然」にとって不可避なもので
あると共に、第三部で主題化される人倫的統体の生成に不可欠な契機であると、ヘーゲ
ルが認識していたからである。「犯罪」を不可避にする前提条件の不在と言う人倫的統
体の条件を、その前提条件から不可避に生まれる「犯罪」が必然的に整える。「犯罪」
には重要な人倫的意義があるのである。その人倫的意義の核心は何か。一体、「犯罪」
は何故に何を否定し、何を生むのか。

I

『人倫の体系』の基本構成は、1)「(概念を包摂する)直観」→2)「(その直観を
更に包摂する)概念」→3)「(その概念を更に包摂する)直観、或は概念と直観の無差
別」の三段階である。『人倫の体系』第一部は2)の勢位に位置付けられ、第三部は3)

の勢位に位置付けられる。第二部は実質的には第一部の下位構成——それも又同じ三段階構成を成す——の中の第三勢位、即ち「概念」の勢位（第一部）の下での「概念と直観の無差別」の勢位（第三勢位）に位置付けられる⁽¹⁾。

第一部は「概念」の勢位の下、人間の自然に由来する今だ自然的な、とは即ち、相互外在的な「関係」の下での実践的諸現象を論述する。即ち、人と物、人と人、人と社会制度との相互外在的「関係」——それは総て、人間の自然の現れに外ならない——がそれである。それ故、表題は「関係に即した絶対人倫」である。他方、第三部はその「概念」の勢位を包摂する「直観」の勢位の下、「関係と無差別との統一」——『自然法』に於ける「人倫的自然」の規定⁽²⁾——としての人倫的統体を構成する。

従って、第一部から第三部への移行は「関係」から「関係と無差別との統一」への人間の自然の展開、或は転換である。第二部——実質は第一部第三勢位——は正にこの展開点（転換点）に位置し、第一部を或る意味で完結させ締め括ると同時に、「関係」が実際にはそれだけでは自体的ではないことを剔抉し、第三部——実質は第二部——の必需性を明らかにする。この点に関して、『自然法』のヘーゲルは「関係が一般に何等自体的なものではないと言うことを、弁証法が証明しなければならない」(B4.446)と言い、「関係」の非自體性を証明する弁証法の意義を告げ、『人倫の体系』第二部の冒頭に於いては、弁証法的否定を「[関係の] 規定性が観念的であることの認識、規定性を実在的に止揚すること」と説明する(SdS.46)。第二部はこの弁証法的否定を遂行し、「関係」の規定性が観念的であることの証明を論述の意図とするのであり、第三部はその規定性をそれと対立する規定性と一層高次のもの内で合一し、そこに生まれる絶対的に肯定的実在的な統一を論じるのである。では、『人倫の体系』第二部の具体的主題に即して見た場合、その弁証法的否定とは如何なるものか。

II

第二部は実質的には「関係」を論じる第一部の第三勢位であり、従って、飽くまで「関係」（第一部）の下で、「概念」（第二勢位）に於いて分裂した分裂項を「直観」に於いて統一する勢位（第三勢位）である。では、この第三勢位で論じられる「関係」とは如何なるものか。第一部第一勢位に於いては、普遍的なものと直観に於いて一つである限りでの特殊なもの同士が相互外在的に「関係」し、そこに諸々の相対的統体——「感情」による相対的統体——が生成する。第二勢位に於いては、第一勢位に於ける特殊なもの同士の相互外在的な「関係」から普遍的なものが立ち上がり、その普遍的なもの

と特殊なもの相互外在的に「関係」し、そこに諸々の相対的統体——「感情」による相対的統体を止揚した「知性」による相対的統体——が生成するのであり、ここでは、特殊なものは普遍的なものによって支配される。そして、第三勢位——即ち、第二部——に於いては、第二勢位で構成された「感情」による相対的統体を止揚した「知性」による相対的統体と特殊なものとの相互外在的な「関係」が論じられることになる。特殊なものとしての人間的自然は最早、単なる特殊なものや普遍的なものとの「関係」するのではない。自らが作り出す特殊なものや普遍的なものとの相互外在的「関係」に対して相互外在的に「関係」するのである。その場合、今だ特殊なものではない人間的自然は、前者の「関係」に対して「否定的なもの」として「関係」せざるを得ない。何故なら、前者の「関係」に於いては、特殊なものは普遍的なものによって支配されているからである。従って、後者の「関係」は具体的には「犯罪」である。つまり、人間的自然にとっての——あらゆる人間にとっての、ではない——「犯罪」の不可避性をヘーゲルは見て取るのである。それは、前者の「関係」が未だ相互外在的な支配—被支配の「関係」に過ぎず、真の統一ではないからである。「関係」の否定それ自身が一つの「関係」でしかあり得ないのが、相互外在的「関係」の勢位に於ける人間的自然の宿命である。

特殊なものとしての人間的自然が生み出す「関係」には様々なものがあるが、その中でその他を止揚する最も大規模で普遍的な「関係」は、商業経済社会、即ち市民社会的統体である。それは、人間的自然の自然的「欲求」が必然的に生み出し、その「欲求」が充足される為不可欠であると同時に、正にそれ故に人間的自然の支配が不可避とならざるを得ない社会的制度的現実である。人間的自然は特殊なものとしての自らが特殊なものとしての自らの為に生み出した——従って、人間的自然の自己自身と言っても良い——普遍的なものによって支配されるのである(SdS.32)。それ故、それは、人間的自然にとって最早運命的現実である。とすれば、ここに存しているのは、人間的自然と市民社会的統体との内奥の分裂・対立である。これが「関係」の究極のものである。そして、以上の総てが冒頭で引用した「悟性によって定め置かれた生命のこの窮状、そしてこの際限のない限定と支配」を指し示している。

以上より、市民社会的統体は本質的に二つの側面を持つ。一つは、特殊なものとしての人間的自然が特殊なものとしての自己自身の為自ら生み出した普遍的なものとしての自生的秩序と言う側面であり、もう一つは、にも拘わらず、特殊なものとしての人間的自然がその内に決して自己を十全に見出すことの出来ず、むしろ自己自身が支

配される普遍的なものとしての規制的秩序と言う側面である。特殊的なものと普遍的なものとのこの二重の「関係」が市民社会的統体を成り立たしめている。そして、単なる規制性ではなく、自生性と規制性とこの二重性が今だ特殊的なものでしかない人間の自然をして「犯罪」を不可避なものとするのである。と言うのは、「欲求」としての人間の自然は特殊的なものであるかぎり、市民社会的統体の中でそれに従って生きざるを得ないにも拘わらず、その規制性は人間の自然にとって抑圧に外ならず、「自由」である為には、その規制性を否定せざるを得ないからである。「犯罪」は市民社会的統体に対して精神的に外部にいる、自由であるべく運命付けられた人間の自然——それが人間の自然の真実の権利である——にとって不可避なのである。

人間の自然は自らの真実の権利を以て、自己を規制し抑圧的に対向している市民社会的統体を否定する。それが「犯罪」である。但し、市民社会的統体にしろ「犯罪」にしろ、それらに対しては単純な肯定も否定もあり得ない。ヘーゲルは、人間の自然にとっての市民社会的統体の必然性・不可欠性・不可避性を認めた上で、人間の自然と市民社会的統体との如上の「関係」を否定すべく、「犯罪」の必然性・不可欠性・不可避性を認めるのである。そして、この否定は何ものも生み出さない「純粋な無」ではなく、一定の成果を生む「限定された無」である。

例えば、市民社会的統体を否定する「犯罪」は更に「復讐的正義」によって否定される。アリストテレスの正義論を想起させるかのように、ヘーゲルは「犯罪と復讐的正義は絶対的に結び付いている」(SdS.48)と言う。それをヘーゲルは「否定的廃棄」とか「廃棄に対する廃棄、対立に対する対立」とかと呼ぶ(SdS.46)。しかし、それは人間の自然に疎縁な市民社会的統体の更に強固化された回復でしかなく、最初に存した人間の自然と市民社会的統体との分裂・対立は止揚されないうまま威嚇形式に於いて残存することになる。

しかし又、現前する分裂・対立を止揚するような否定もある。それは、「犯罪」を「偉大な客体の為の可能な活動によって——無くて済ませる」べく、根底にある特殊的なものとしての人間の自然と市民社会的統体との分裂・対立の観念性、及び対立項の観念性を剔抉することにより止揚し、その真実の統合、即ち人倫的統体——これこそが「偉大な客体」に外ならない——を必然的とするような否定である。即ち、相互外在的「関係」の連鎖による網の目を認知した上で、その非自体性を認識することによって、一段高次の勢位に立つ。それが「弁証法的否定」である。これを介することによって、人間の自然は最早単なる特殊的なものではなく、自己自身が普遍的なものとなり、自己自身が生

み出した普遍的なものの一つになるであろう。そしてその時、自己自身が生み出した普遍的なものとは最早先の特殊なものを単に支配し規制する——特殊なものから分裂した——普遍的なものではなく、特殊なものの一つであるような普遍的なものであろう。斯くして、人間的自然は普遍的なものとしての自己自身に対する普遍的なものとなるであろう。それが人倫的統体に外ならない。それは当然、人間的自然にとって自生的秩序ではあるが、規制的秩序ではない。

III

第二部の主題は「否定的なもの」としての人間的自然である。その諸勢位を、ヘーゲルは基本構成の図式に即して論じる。

a) 直観（無限定・無差別）の下への概念（限定・差別）の包摂（「概念C直観」）

：特定の限定されたものに向かわない無差別な否定—「自然的無化」

第二部第一勢位に於ける「否定的なもの」は、第一部第一勢位の「最高の精華」(SdS.31)である「言葉」を介しての知性間の「関係」に至る諸々の自然的統体——「知性が〔非有機的〕自然に授けた教養形成」(SdS.50)——に対するものであり、それ自身が「窮乏、自然死、自然の暴力・破壊、人間相互の暴力・破壊」(SdS.31)など自然的なものであり、教養形成されたものの一切を一扫し、自由に一様に等し並にする無差別的な否定である。この否定を、ヘーゲルは、無規定な非有機的自然を損害・限定・抑圧した教養形成に対する無規定性の側からの反作用と捉える。しかし、教養形成されたものの一切が破壊され、否定されるべきものが一扫されたとき、この否定それ自身が無意味となり、「破壊」と言う否定は更に否定され、新たな教養形成への衝動となる。それをヘーゲルは「破壊」に対する「憤怒」(SdS.51)と呼ぶ。この自然的勢位に於いては、教養形成作用と破壊作用と更なる教養形成とが交替する。この「否定的なもの」で思い描かれているのは、ジギスカンやティムールの所業である(SdS.50)。

では、この否定の連鎖は永遠に続き、何も新たに生み出さないのか。そうではない。人間的自然は否定の連鎖のこの悪無限の内からこれを断ち切り、「無差別な否定」に抗して自らを維持する普遍的社会的統体を構成する。それが第一部第二勢位で論じられる——人倫的統体の不在の下での——市民社会的統体であると同時に、第三部「人倫」の第二勢位「統治」—第二勢位「普遍的統治」の第一勢位「統治の第一の体系。欲求の体系」(SdS.89)——「諸課税の体系」を含む——として、人倫的統体の内に位置を得る。因に、この「欲求の体系」は、「感情」として隠された「〔普遍的なものと特殊なもの

との] 絶対的同一性」(SdS.89)と言う「直観」の境位にある。

b) 概念(限定・差別)の下への(概念を包摂した)直観(無限定・無差別)の包摂
(「[概念⊂直観] ⊂概念」)

: 特定の限定されたものに向かう限定された否定—「強奪」・「窃盗」

第二部第二勢位に於ける「否定的なもの」は教養形成全体に向かうのではなく、限定された教養形成に向かい、それ自身が「差別と限定性を伴った関係」(SdS.51)として現れる。否定されるものは、第一部第二勢位 a) 及び b) で形成された人間と物との「占有」関係に於ける普遍的なもの——所有権——である。その際、侵害されるのは占有物そのものではなく、占有の主体としての「人格」である。このような否定は「強奪」或は「窃盗」(SdS.52)である。この否定は「人格」の侵害であるが故に、この否定に対しては「人格」全体を賭した「否定」によって報いられる。これを、ヘーゲルは「強奪」或は「窃盗」に対する「抑制【屈服】」(SdS.53)と称する。この否定の連鎖は「絶対的理性に即して、即且つ対自的に必然的」(ibid.)である。尚、この時点では「占有」に関する普遍的承認は成立してはいるが、しかし、その背後に客観的な国家権力は存在せず——抑々国家それ自体がまだ成立していず——、従って、犯罪的行為を取り締まり、裁き、刑罰を科する、より上位の強制的権力機関はまだ成立していない。従って、如上の否定の連鎖は当事者間の問題に留まる。

では、この否定の連鎖は永遠に続き、何も新たに生み出さないのか。そうではない。人間の自然は否定の連鎖のこの悪無限の内からこれを断ち切り、私的ではない普遍的・客観的否定機関——警察権を有する国家的機関——の必需を導き出す。そしてそれは、第三部「人倫」の第二勢位「統治」—第二勢位「普遍的統治」—第二勢位「統治の第二の体系。正義の体系」(SdS.97)に於ける「民事的正義(刑罰)」・「刑事的正義(刑罰)」(SdS.100)として、人倫的統体の内に位置を得る。因に、この「正義の体系」に於いては、「普遍的なものと特殊なものとは分離し」、「普遍的なものは単に形式的でしかない」(SdS.89)と言う「概念」の境位にある。

c) 直観(無限定・無差別)と概念(限定・差別)との無差別(「直観=概念」或は「[[概念⊂直観] ⊂概念] ⊂直観」)

: 全人格性に対する否定—「殺人」

第二部第三勢位に於ける「否定的なもの」は「占有」と言う規定されたものに対するのではなく、最初から「諸規定性の無差別」、即ち「生命と人格全体」に向かう(SdS.54)。即ち、否定されるものは第一部第二勢位 c) で形成された「生存権」(SdS.39)である。

の勢位に立つて、この連鎖を一応——飽くまで、一応なのだが——完結させるのが、如上のように第三部「人倫」に於ける「普遍的統治」の諸勢位であるのだが、それは、その「普遍的統治」が「特殊なものに特殊なもの形式に於いて対立させられている限りでの普遍的なものでありはするが、しかし同時にその本質から言えば普遍的なものであり、そしてその形式の故に、特殊なものにとって規定的である限りでの普遍的なものである」(SdS.85)から、言い換えれば、特殊なものを包摂する普遍的なものであるからに外ならない。兎も角、このようにして人間的自然は「関係」に於ける「否定的なもの」を通じて「普遍的統治」の必需を認識する。

では、第二部を論述するヘーゲルの真意は、犯罪を国家権力によって取り締まることにあるのか。確かに第二義的にはそうであろう。しかし、それだけであるならば、特殊なものから分離した普遍的なものが国家権力として一層客体化され強化されただけで、「関係」の構図に根本的な変化はないことになる。第二部を論述するヘーゲルの真意は第一義的にはそこにあるのではない。ヘーゲルの真意は「抑圧された力による犯罪を偉大な客体の為にする可能な活動によって——無くして済ませる」ことである。ヘーゲルが求めていたものは「犯罪」を不可避としない人間的自然であった。「犯罪」を不可避とする人間的自然とは普遍的なものから分裂した特殊なものとしての人間的自然である。とすれば、求められるのは、普遍的なものとは一体化した、それ故それ自身普遍的なものとしての人間的自然である。この点で、以上の「普遍的統治」だけでは充分なものとは言えないのである。「関係」の構図そのものが転換され、特殊なものとは普遍的なものとの「無差別」の構図が樹立され、更に、この「無差別」によって「関係」が無化されず、包摂されねばならないのである。と言うのは、「関係」は依然人間的自然にとって不可欠な契機だからである。そのような人間的自然が開花されねばならない。そこに生まれるのが自由で美しい人倫共同体である。

IV

『人倫の体系』第二部は、それでは、単に内政的統治機構の必需を人間的自然に対自化させるべく「否定的なもの」を論じたに過ぎないのか。だとすれば、それは「関係」の強化にはなり得ても、「関係」の止揚にはなり得ない。人間的自然は相変わらず特殊なもののみであり、「関係」しか生まない。人間的自然に根本の転換を、即ち「関係」から「関係と無差別との統一」への転換を迫るものは、一体何なのか。

家族間の「戦い」に続けて、ヘーゲルは「戦争」を持って来る。その際ヘーゲルはこ

う言う。「しかし、依然として生きている集団が〔家族よりも〕大きくなるにつれ、失われた成員の喪失〔の意味〕は減じ、そしてそれと共に〔包摂の〕権利も又減じる。そして権利或は〔集団の〕無差別は、損なわれたものの行動の特殊性が全体の無差別に、全体の事柄にされることにより、名誉になり、従って両方の側で同等になる。」(SdS.58) 家族の段階では、殺害された者が帰属する家族の側に殺害者に対する復讐と包摂の権利があるが、家族以上に大きな集団になると、復讐の権利は意味を失い、両側で包摂の権利は同等になる。包摂の権利が同等であるのが「戦争」である。では、その「戦争」とは何ものが遂行する「戦争」なのか。言い換えれば、家族よりも大きく、無差別な「依然として生きている集団」とは一体何か。それは「国家」であろうか、従って、「戦争」とは「国家」間の「戦争」であろうか、それとも、規模に於いて家族と国家との間に位置する集団、例えば「村落共同体」の如きものであろうか。従って、「戦争」とは「村落共同体」間の「戦争」であろうか。

『人倫の体系』に於ける第二部の位置を少しでも考慮すれば、「国家」説を採ることは不可能である。第二部の議論が第一部の議論の成果、即ち家族と商業経済社会としての市民社会的統体とを前提し、飽くまでその内部で動いていくとすれば、「国家」は正にこれから導出されるべきもので、まだ導出されていないものである。即ち、むしろ「戦争」を通じて導出されるべきものが「国家」である。

「村落共同体」説はどうか。それは、「村落共同体」間の「戦争」が相互承認の戦いとして遂行され、その相互承認から普遍的精神が生まれて来ると言う解釈である。ところが、『人倫の体系』には、先ずそのような「村落共同体」——それは家族とは明らかに質的に異なる集団である——の成立を告げる論述がどこにも見当たらないだけでなく、更に抑々相互承認の議論はここには不在である。そして、もし相互承認の議論が現在するとしても、その場合、家族間の戦いから普遍的精神へと進めば良いのであって、家族より大きい共同体を挟む意味がなくなる。

では、包摂の権利が同等になる位、家族より大きく無差別な集団とは一体何か。答えは単純である。『人倫の体系』のそれまでの論述に於いて、家族以外に登場し、家族よりも大きい集団はなかったか。市民社会的統体——それは地理的には民族と一致する——があったではないか。ところが、この統体は実在的には無差別な統体ではない。では、市民社会的統体ではないのか。しかしヘーゲルは、注意深くも無差別の「程度」について触れている(SdS.58)。市民社会的統体は実在的にはそうではないが、観念的には無差別な統体である。丁度『ドイツ憲法論』で、ドイツは観念的にのみ「国家」であるに

過ぎないと言われたのと同様である。とすれば、「戦争」は市民社会的統体間の「戦争」と見なすことが出来る。それ以外の集団（統体）は考えられない。

それは、第三部に於ける「相対的統治」と第二部との対応関係を考えるなら、一層確実になる。「相対的統治」は市民社会的統体に対する国家の包摂的關係であり、三つの勢位——「欲求の体系」・「正義の体系」・「陶冶の体系」から成る。既述のように、第二部の第一勢位は「[普遍的なものと特殊なものとの] 絶対的同一性が感情としてまだ隠れている」(SdS.89)「欲求の体系」に、第二・第三勢位は「普遍的なものと特殊なものとの分離し」、「普遍的なものが単に形式的でしかない」(ibid.)「正義の体系」の第一・第二勢位である「民事的正義(刑罰)」・「刑事的正義(刑罰)」に対応し、そして「正義の体系」の第三勢位が「民族」が「犯罪者」たる「戦争」(SdS.100)なのである。この点からも、第二部の最後に登場する「戦争」は民族的規模の「戦争」、即ち市民社会的統体の「戦争」であると言えよう（因に、「普遍的なものが絶対的であり、特殊なものを完全に自己の内に受容する」(SdS.89)「陶冶の体系」は「[学的] 教育」・「戦争への教養形成」・「植民」(SdS.101)であり、市民社会的統体に対する国家の以上の包摂的關係を更に超えて、超越論的にこの関係を絶対的に維持する絶対的に普遍的なものが、長老による「絶対的統治」である）。

「犯罪」は市民社会的統体の諸規定性に対する否定的なものであるが、「戦争」は市民社会的統体それ自体を決定的な試練に晒す否定的なもの、民族による「犯罪」なのである。「戦争」はそれ「以前には単に観念的で、考えられたものでしかなかった[統体間の権利の] 平等」(SdS.58)を吟味し、無差別の程度を、言い換えれば民族の統体の結束の強弱を決裁する。権利は平等だが、無差別の程度が戦争の首尾の決め手になる。決裁には征服や支配、従属や隷属もあれば、講和もある。市民社会的統体に於いては、個別者は飽くまで特殊なものとして特殊な欲求に執着するため、全体と同一化し得ず、軍事的精神を欠く。当然市民社会的統体は「戦争」によってその観念性を剔抉され、実在的に無差別な統体、即ち「国家」の必需を人間的自然に自覚させる。即ち、「関係」の観念性が顕在化され、「関係と無差別との統一」の必需が人間的自然に自覚される。これを個別者に即して言えば、「関係」の項を成す特殊なものとしての自然的な個別の主体性の無化、従って「関係」それ自体の無化が決定的に促され、全体である民族への帰属を人間的自然に自覚させる。その無化を具体的に自証するのは「戦争」に於いて民族の為に死ぬ能力であり、それによって自由は絶対的に証明されるのであり、その能力を持つ者が「絶対身分」(軍人)に外ならない。

抑々『人倫の体系』が執筆された頃のヘーゲルにとって、国家の本質的機能は何であったか。同時期に執筆された『ドイツ憲法論』・『自然法』論文からも明らかのように、国家の本質的機能は国防にある。国防を現実のものにする倫理的徳は、国家の為に生き、そして死ぬ軍人の「勇氣 [勇敢]」である。内政的統治が実効力を発揮するのも、統治者である軍人の「勇敢」な軍事行動が、他の二身分（市民・農民）に「自己運動しつつ、存在する絶対的なものの像」を与え、そこから前者に対する後者の畏敬の念が、従って統治者である軍人に対する畏敬の念が生まれるからであった。但し、この畏敬の念は極度な貧富の差が生まれた場合には消失する。そこでそうならないように、統治者は様々な政策を執るのである。しかしその場合でも、その政策の遂行のためには先の「像」が呈示されることが大前提なのである。つまり、「戦争」は、国外の敵からも国内の敵からも国家を守るための不可欠なものであったし、「戦争」の遂行能力にこそ、国家の国家たる所以が求められていたのである⁹⁾。国防と言う国家の本質的機能が市民社会的統体に欠如していることは厳然たる事実ではあるが、そのことは市民社会的統体が外部の集団と衝突して初めて顕在化する欠損である。ヘーゲルが第二部の最後、即ち第三部の直前に、第二部の三段階の基本構成を崩しながらも、言わば外圧としての「戦争」を持って来ざるを得なかったのは、そういう理由による。

『人倫の体系』第二部は犯罪論・戦争論であった。その「犯罪」や「戦争」に、ヘーゲルは非人間的なものを見ることを決してしない。それは人間的自然の現れ、しかも不可欠で必然的な現れであり、「関係」としての市民社会的統体の自立した堅固さを突き崩し、それを超えた普遍性（無差別）を導入し、それを止揚し、「関係と無差別との統一」を実現する——「関係」は「無差別」の下へ、市民社会的統体は国家の下へ包摂され、両者は統一する——不可欠の契機を成す。それは人間の悲惨を示すのではなく、民族の栄光に仕えるものである。人間的自然の生とは、特殊的なものの死に堪え、その内で一層高次な普遍的なものと成って、自らを維持する生なのである。

以上こそが、ヘーゲルの考えではなかったかと思う。結局、『人倫の体系』第二部に於いてヘーゲルは、第一部で構成された人と物、人と人、人と社会制度の相互外在的「関係」が結局どういう帰結をもたらし、何を必需とするかを検証しようとしたのである。人間的自然は相互外在性の勢位に於いて様々な「関係」を生み出しながらも、結局はその「関係」の連鎖から自らを切り離し、一段高次の勢位に立つことによって、これを包摂し、その真実の権利を実現するのである。つまり、「戦争」を通じて「絶対人倫」即ち「勇敢」を、そして人倫的統体を実現するのである。

※ 本稿は拙稿「直観と概念との相互包摂——『人倫の体系』の構成——」（『哲学』第46号所収）、「『関係』としての人間の自然——『人倫の体系』第一部の位置——」（『哲学論叢』第XXIV号所収）の続編である。表記の仕方はこれらに従う。

[引用略号]

B. : Gesammelte Werke, hrsg. v. Reinisch-Westfälische Akademie der Wissenschaft (Meiner).

W. : Werke in zwanzig Bänden, hrsg. v. E.Moldenhauer und K.M.Michel (Suhrkamp).

註

- (1) 前掲拙稿「直観と概念との相互包摂——『人倫の体系』の構成——」参照。
- (2) 拙稿「人倫的自然の真実の権利」（『哲学論叢』第XVIII号所収）参照。
- (3) 拙稿「戦争と国家——イエナ時代初期のヘーゲルの戦争論——」（『哲学論叢』第XX号所収）参照。

[哲学博士課程学修]

Die menschliche Natur als Negatives

—Der zweite Teil des *Systems der Sittlichkeit*,
die sittliche Bedeutung des Verbrechen—

Toshiaki SAITO

Der erste Teil des *Systems der Sittlichkeit* entwickelt die menschliche Natur nach Verhältnis und inhaltlich die gesellschaftlichen Bestimmungen des vorstaatlichen Bereiches. Der zweite Teil entwickelt die menschliche Natur als Negatives und inhaltlich die negativen Phänomene wie Verbrechen, Rache und Krieg.

Die systematische Funktion dieses negativen Teils scheint die sittliche Totalität (Staat), die der dritte Teil entwickelt, aus den gesellschaftlichen Bestimmungen des vorstaatlichen Bereiches, die der erste Teil entwickelt, zu ableiten. Nach Hegel, in den Phänomenen von Verbrechen, Rache und Krieg besteht die sittliche Bedeutung.

Die vorliegende Untersuchung zielt darauf ab, durch Auslegung des zweiten Teils des *Systems der Sittlichkeit* die menschliche Natur als Negatives und die sittliche Bedeutung der Phänomene von Verbrechen, Rache und Krieg offenbar zu machen.